

西海市最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、西海市契約規則（平成17年西海市規則第55号。以下「規則」という。）第8条の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事最低制限価格ランダム係数 建設工事に係る入札会において、入札執行者が操作するパソコンにおけるランダム関数に基づき算出された0.910から0.930までの範囲の小数点以下第6位までの任意の数をいう。
- (2) 業務委託 測量業務、建築関係建設コンサルタント、設備関係コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査業務及び施設清掃をいう。
- (3) 業務委託最低制限価格ランダム係数 業務委託に係る入札会において、入札執行者が操作するパソコンにおけるランダム関数に基づき算出された0.820から0.840までの範囲の小数点以下第6位までの任意の数をいう。

(対象)

第3条 最低制限価格を設ける競争入札は、設計金額130万円を超える最低制限価格を設ける必要がある一般競争入札又は指名競争入札とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合評価方式による一般競争入札又は指名競争入札については、最低制限価格を設けず、西海市建設工事低入札価格調査制度要綱（平成17年西海市訓令第47号）に基づく調査を実施するものとする。

(建設工事に係る最低制限価格の算定)

第4条 建設工事に係る最低制限価格は、予定価格に建設工事最低制限価格ランダム係数を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額) とする。

(業務委託に係る最低制限価格の算定)

第5条 業務委託に係る最低制限価格は、予定価格に業務委託最低制限価格ランダム係数を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

(最低制限価格の記載)

第6条 最低制限価格を設けた場合には、規則第9条の規定に基づき、予定価格調書に最低制限価格の額を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札については入札公告文又は入札説明書に、指名競争入札については入札執行通知書に最低制限価格を設定している旨を記載し、事前に入札参加者へ周知するものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月9日から施行し、同日以後に公告し、又は入札執行を通知する競争入札について適用する。